

第 13 回 定 時 代 議 員 総 会

吉 備 の 国 岡 山 で 全 青 税 の 輪 さ ら に 拡 ま る 会 長 に 辻 健 君 を 選 任



全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバールビル5F501号
電話 03(354)4162

発行人 辻 健
編集人 橋 則雄
広報部長 板 橋 則雄

全国青年税理士連盟第十三回定時代議員総会は、七月二十五日、二十六日、二十七日の三日間に亘り、「吉備の国」岡山の岡山国際ホテルに於いて、全国から四百二十余名（過去最高の参加者）が集い盛大に挙行された。

二十五日の前夜祭には、岡山篤志参議院議員を迎え、地元の女子大生バンドの演奏もあり、なごやかで楽しい雰囲気の中で飲み、かつ語りあった。

翌二十六日は、三分科会によるシンポジウムが行なわれ、活発で有意義な討論等充実した内容であった。引き続きシンポジウムの総括報告がなされ、次にメインの代議員総会が開催された。活発な質疑応答、建設的な意見等の発表があった後、第八号議案の大会宣言に一項目追加した外は原案通り可決された。

又、来賓に各党国会議員を始め地元、業界の代表等を迎え盛會裡のうちに辻健君を新会長に選任し、新たな税理士法改正運動並びに急速に浮上して来た商法改正問題に迅速、適切に対処する等の決意を固め、新出発を期した。

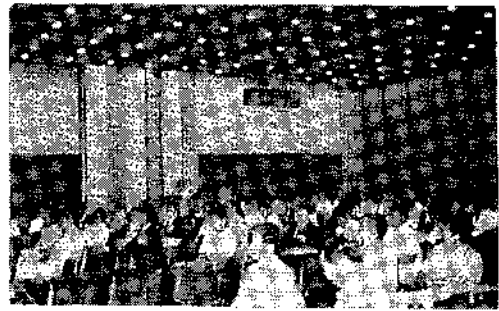
総会終了後、懇親会が行なわれ、各地の青税の有志代表による演芸大会で、激動の一年の健闘をたたえるべく、演ずる者、見る者一体となって岡山の夜を楽しんだ。

二十七日は、倉敷コースの観光等が行なわれ、来年の東京大会での再会を約して、三日間の大会を終了した。



大会風景

来賓あいさつ
江田五月参議院議員



総会代議員席

なごやかな懇親会



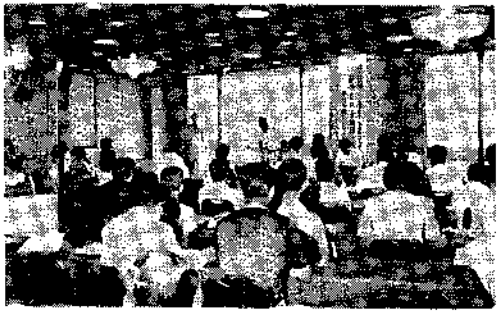
第一分科会・国民からの期待

歌う〇〇青税有志



第二分科会・関与先からの期待

全青税旗、岡山から東京へ



第三分科会・事務所職員からの期待

大会宣言

全国青年税理士連盟は、第十三回定時代議員総会の名において、次の通り宣言する。

1 国民のための税理士制度の確立をめざし、「税理士法改正に関する基本要綱」の精神にそって新たな税理士法改正運動を展開しよう。

2 中小会社の切捨てと、税理士の職域を侵害する商法改悪に反対しよう。

3 国民生活および中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からゆるがす一般消費税等の創設に反対しよう。

4 国税幹部職員の不当地天下りを監視しよう。

5 日税連、日税政の会務運営を民主化させよう。

6 税理士の権利をまもり、地位を高める訴訟を全面的に支援しよう。

以上の目的を達成するため、われわれ全国青年税理士連盟はさらに活発な日常活動を行い組織を拡大し強化しよう。

昭和五五年七月二六日

全国青年税理士連盟

岡山大会

主張

大きな不安材料を残し改悪税理士法は成立した。いよいよ本年十月から施行される運びとなるが、それに伴ない、大蔵省では政令・省令・通達で改正作業、口税連及び各税理士会(各支部も含む)において、規則等の改正作業が急ピッチに進められ、ほぼ終了し、臨時総会にて承認可決を待つのみである。

この改正作業が新法の施行に間に合わせなければならぬとの理由で極めて短期間に、しかも会員の声も反映されず、進められてきた。もちろん新法の施行により、会則等の改正が必要であることは当然のことであるが、何故、急いで改正作業を進めなければならないのか疑問である。しかも、まだ大蔵省から政令・省令の改正内容が発表されていないが、それを待たずして会則等の改正作業が先行して進められている点が気にかかるところである。

会則、規則等は我々会員を直接拘束するものであるだけに、大きな影響を与えることになる。いったん改正してしまえば、一つの既

定事実となり、更に改正しようとする場合には大きな力を必要とするのである。それだけに慎重を期してもらいたいものである。

自主性を阻害する

「標準会則」

今回の改正の真の狙いは大蔵当局の監督権強化策にあるため、必然的に今回の会則等の改正にもその影響が出ている。

日税連の会則はもとより、各単位税理士会においても、それぞれ

標準会則にみる改悪税理士法の実態

の会則、規則等を必要とするわけですが、その改正は、日税連の作成した「標準会則」に従いなさいというものである。

このことは、各税理士会の歩んできた歴史を大きく変革するものであり、それぞれの税理士会の自主性を大きく阻害するものといわねばならない。

全国の各税理士会を統一し、中央集権的な会則を作らせるならば、会則の意味をなさないのではないだろうか。

「標準会則」の問題点

(1) 会員、支部の監督の新設

現行の標準会則の第二条(目的)には、「会員の指導及び連絡に関する事務」となっているが、改正案では「支部及び会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務」となり「監督」が会の目的となつてしまった。

(2) 税務援助規則の新設

現行の標準会則には小企業対策規定は見られないが、改正案では

ら行なってきた税理士業務類似業務を合法的に容認することになったのである。

(3) 帳簿作成義務に関する規定

従来帳簿作成義務は、納税者の間における信頼関係保持という趣旨で帳簿作成義務があったのであるが、改正案では削除され、単に独立規定にされた。これは「助言義務規定」等の新設との絡みで、監督権強化のために変えられたとみてよいであろう。

(4) 連合会会則違反に対する処分

現行会則には、連合会・会則違反に対する処分は規定されていないが、標準会則には、(会員)の処分(第四九条に、連合会の会則違反についても、会員を処分することができることとなった。連合会の会員でもない者が、連合会の会則違反で処分されることは納得のいかないところである。

このように、かなり厳しい会則の改正がなされようとしている。

改正税理士法そのものが改悪であるため、仕方ないことかもしれないが、私達は、これらの会則

改正案に対しても、断固反対の意を表明したい。

日税連・税理士会の

民主化が急務

いまや、業界では「大変な税理士法が出来たものだ。」と驚きの声をあげている。私達は、このよりの事態を予測し、幅広く会員に訴え、警鐘をならしてきたが、充分な理解を得ることが出来なかつた。

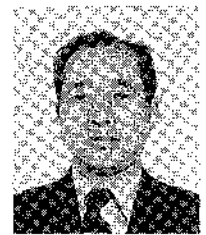
日税連は当初から、会員を欺瞞し、あたかも「バラ色」の新税理士法が生まれるかの如き宣伝を繰り返してきた。その結果はどうであったか。我々の背にのしかかってきたものは、税政遮断金事件による税理士業界の社会的信用の失墜と「助言義務」等にみられる監督権強化のみである。これらの責任はすべて、日税連の特定幹分にある。二度とこのような過ちを引きおこさないためにも、税理士会の民主化が急務と思われる。このことが出来なにかぎり、「基本要綱」にそった、真の「国民のための税理士制度」の確立も困難である。我々青年税理士は手を拱いているわけにはいかない。たとえ永い闘いであろうとも、地道な運動を展開していく必要がある。

日税連の民主化に

努力しよう

会長 辻 健

健



第十三回代議員総会岡山大会において、会長に選任され、その責任の重大さを痛感しています。

各税理士会は、税理士取締強化立法として成立した改正税理士法の、本年十月の施行前に政令・省令の発表をまたずに、税理士会会則、税務署単位ごとの支部規則の制定をおこなっています。

税理士会会則——、支部規則に一貫して流れている、税理士の取締、小規模事業者への援助義務など、税務行政に忠実なる税理士、業界の下請化が一層明確にされてきました。

全国の税理士から「こんなはずではなかった」という声がまぎおこってきたのも当然であります。会員のための税理士会、支部であるべきものが、税務行政、税務署のために存在しているようでは、納税者の為の税理士業界への期待は失われてしまっています。

強制加入である税理士会、支部そして上部団体である日税連が、納税者の権利を擁護し、税理士の

権益を推進するための、税理士制度発展への諸施策をおこなっていくことは、困難な状況にあると思われるのである。

これからは、これらの会員からの期待を実現、推進するには、任意団体である全国青税連などの役割がますます重要になってくるのである。

日税連特定幹部

自から責任を

特A、A・B・C……などとランクづけした日本税理士政治連盟の政治献金問題は、世論のごうごうたる非難を浴び、マスコミでは、「税政連」の用語が献金問題の代名詞のようにつかわれ、我が税理士業界の信用失墜は、計り知れないものがありました。

この税政連による政治献金は、日税連あるいは日税政が、資金の調達方法、政治献金のランク付けなどを、正副会長、常務理事会あるいは理事会などの正式な機関で、手続を経て決めてきたもので

ある。

その政治献金のあり方が、検察庁より、「起訴猶予」という灰色決着されたことは、日税連の特定幹部達の社会的、道徳的責任は重大であるはずである。

にもかかわらず、日税連の特定幹部達は、開き直って、その椅子にしがみついて居すわっていることは問題である。

一方日税連、日税政を組織している各税理士会の執行部にいる多くの役員の人々が、日税連の特定幹部達の社会的、道徳的責任を追求せず、これらを容認しているのであれば、税理士業界の非民主的な面が一層世論の非難を浴びることになるであろう。

今日、大企業の経営者達への社会的責任、政治家の道徳的責任を追求する世論が高まっているなかで、それぞれの組織、構成員の中で、自から問題を解決していこうとする努力が、社会全般にみられ

てきている。このことは、それぞれの組織が

国民からの協力・協調がなければ組織の維持・発展が困難であるばかりでなく、その組織を構成する人々の統一と強力な団結にも重要な役割を担うものであるからである。

我が税理士業界には、税務行政から強い監督を受けていて、業界の自主的進歩が閉ざされているのである。

この結果業界には、自治洗浄能力が欠落しており、現代社会より後進しているのである。

まことに憂うべき状態で残念でならない。

全国青税連は、日税連の特定幹部達が自から辞任しなくてはならないような、民主的税理士業界にするよう努力していかねばならない。

全会員の協力を

税理士の良心として、この業界をこよなく愛する我々は、業界の発展すなわち税理士制度の発展と税理士業務の改善、進歩に一層積極的に努力していかねばならない。

私共全国青税連は、日税連、税理士会の基本方針であった歴史的帰着による、「基本要綱」実現のため

の税理士法改正運動、昭和四十八年頃における「商法改悪反対運動」に基づいて、積極的にこれらの制度問題に取り組んできた。

しかるに日税連は、これらの基本方針が現実の事態になってくると、会員を裏切り、態度を豹変してしまっているのである。

監査基準の資本金引下げ、中小企業の切捨てなど問題の多い今回の「商法改正」は、日税連をはじめ各税理士会の意見は一致している。

次の通常国会に上程が予想される「商法改正」にどう対処していくか、日税連、日税政の対応を注視していかねばならない。

一 会員の業務上の問題点が、全国青税連のサイドで解決できる問題であれば、これに積極的な協力と問題点の解明に努力していきたい。

この一年間一生懸命がんばっていきたいと存じます。

全国会員の絶大な協力をぜひお願い致します。



新 部 長 あ い さ つ



全青税の絆として

総務部長 川崎 義治

税理士法改正は、我々の願望とは程遠いもので改正され、現在各単位税理士会等で会則等の改正作業が急ピッチで進められている。しかし、この新税理士法に基づき会則等が我々税理士会員を取締るための改正であってはならない。あくまでも会員を保護し擁護する会則の改正であるよう全青税を上げて注意し努力しなければならぬ。

い。又商法改正問題が大きくクロームアップされているが、この問題は単に税理士会側と会計士会側の職域の問題として捕えるのではなく、中小企業の切捨てに繋がる問題として真剣に迅速に対応して行かなければならない。全青税の活動は、全般的に精力的でハードスケジュールに富んでいる。

制度問題は

山積している

法対策部長 益子 良一

税理士法改悪反対運動では、みなさんご支援ご協力ありがとうございます。私達は、新税理士法の施行に伴う会則変更の問題、あるいは私たちの日常業務にあたる影響について注意深く監視していく必要があります。また基本要綱の精神にそって新たな税理士法改正運動を展開するための行動をおこしていく

ことが必要となっています。国民生活や中小企業者を圧迫する一般消費税も形をかえて再浮上してくるようですので、その反対運動にも積極的に取り組んでいかねければなりません。

商法改正問題は、各界の意見調整も終り、今秋の通常国会に上程される予定ですので、反対運動の早急な取り組みが必要となっています。

このような状況の中で総務部長を仰せつかった訳ですが、会員の皆様の御協力を得て一生懸命頑張るつもりです。本年度総務部は、例年の事務的作業や各種連絡事務はもとより、新しく会則等審議委員会を設け全青税の会則等の見直しをやり、現状にあった会則にしたい。それと各単位税理士会の名簿を入手し組織拡大の一助にしたい。又各部、各単位青税と連絡を密にし、全青税の絆役として、より一層の努力をし全青税の組織を強固にするよう務めますのでよろしくご協力の程お願い致します。

また

和歌山では、理由開示をめぐる問題で訴訟がおきており、私たちも支援していく必要があります。大会宣言でもあきらかなように問題は山積しています。

私たちが青年税理士は、終生の仕事として「税理士」の職業を選びました。税理士の権利を守り、地位を高めるために、ひいては、国民のための税理士制度の確立をめざしてこれからの一年がんばっていききたいと思えます。

青税の輪を広げ

財政基盤の確立を

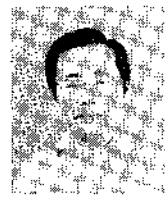
経理部長 小沢 岳彦

第13回岡山大会の定時代議員総会で経理部長を仰せつかり、過日小林孝治前経理部長より事務引き継ぎを行ったとたん吉任の重大さを知りました。わが全青税の財政もひっ迫した状態にあり、「連盟債」の発行(？)、「一般消費税」の導入(？)かと一瞬頭の中に浮ぶ状態です。この状態から脱出するためにも本年度の事業計画にある「全国各地に『青税の灯』をともし、青税の輪を広

げていく」ことが、「国民のための税理士制度」をめざし、税理士業界の民主化を実現する方になります。私も執行部の一員として微力ながら全青税をさらに大きく拡げるために努力していきたいと思えます。最後に全青税の活動を円滑に進めるためには、財源の確保が必要となります。個人会員各位と各単位青税の御協力をおねがいいたします。

連帯意識こそ

組織部長 亀田 誠二



組織部長の大役をお受けしましたが、全国的な組織問題をどうとらえたらいいのか、未だ考えが明確になりません。組織の拡大は、強い連帯意識が育って、はじめて成るものであることを思うとき、この連帯意識を、共通の目的意識と、人的交流によって醸成したいと考えます。その基本となるPR活動や、地域間の人間関係を今一

度点検しなければならぬでしよう。団体加入の下の地ができてきつつある地域とは重点的に接触し、意見の交流を行いたいと思います。限られた組織部のエネルギーを分散することなく、一点に集中して、なにか組織拡大の実をあげたいと念じています。各位のご協力を切望いたします。

継続的な研究部活動を

研究部長 田中 育雄

全青の研究活動として、この数年間、年二回のシンポジウムが恒例として行なわれております。この夏と秋の全青シンポジウムは、先輩諸兄の御努力により、毎年多くの参加者を得、全国の仲間の意見交換の場として定着して参りました。

今年度も二回のシンポジウムに取り組み、内容豊かなものにして参りたいと考えております。長期的な研究テーマを設定し、日常的な部活動で継続的に研究したものを、シンポジウムを通じて報告する——現実には部員が全国に散らばっているために、数ヶ月に一回の部会を開くこともむずかしいのが実情ですが、研究部のあ

るべき姿としては、かくありたいと思っております。また、研究活動のマナー化を避けるためには、各単位会よりの御協力が不可欠です。各単位会では、研究活動のスケジュールに、当初より全青シンポジウムを組み込んでいただくことが必要かと思われまます。そして、更に多くの単位会に、分科会を担当していただきたいと考えております。テーマにつきましても御意見をよせていただきたいと思ひます。以上「お願い」が多くなりましたが、研究部長として、微力ながら努力して参る所存ですので、よろしく御指導、御協力の程、お願い申し上げます。

会員相互の交流と親睦を

厚生部長 本多 和蔵

岡山大会は、史上最高の参加者を得て税理士法改正後の青税運動に明るい展望を与えた。改悪税理士法が実際に施行され

る過程で、日税連執行部の欺瞞が明らかになり、税理士業が納税者の立場をはなれては、成り立たないことが、多くの税理士業界の正

統中心として事実上税理士業界を納税者の代理人となるよう運動を広げなければならぬと思ひます。全青税は単位会の適組組織でありますので、この会の厚生活動は結局各会の厚生活動を集約し交換すること、定期代議員総会の運営を会の目的に合致したものと併せて、各会会員相互の交流と親睦を深め、全国青税会員の連帯を強めることが、当面の事業活動と考えています。

五十五年度の全国総会は、地の利を得た東京で開催されることが既に決つています。東京会の全面的協力を得て、創造的なものにしたと思ひます。会員の一層の参加を今からお願ひします。尚、厚生部活動についての御意見をお寄せ頂ければ幸いです。

希望のたよりをめざして

前二年間、総務部長を仰せつかり何とか終了してホッとする間もなく、本年も広報部長として全青税執行部の一員となり、会員の皆様の御協力をお願いすることとなりました。

広報の役割は、その時々

「税理士法かくたかえり」 発行される!

税理士法改悪反対中央連絡会では、去る七月末、昭和五十二年十一月からことし六月迄の二年半に亘る、税理士法改悪反対運動の経過をつづつた表記の本を発行した。同書は、当全青税が中心となって組織した「税理士法改悪反対中央連絡会」の文書委員会が、本年五月以来編集を進めて来たものであり、「新たな闘いへの第一歩を踏み出そう」と呼びかけ、「反対運動を総括し真の国民のための税理士制度確立のたたかいを継承、発展させよう」としてまとめたものである。

内容は、反対運動の軌跡、当時の新聞や、各団体の機関紙、声明、国会議事録等が収録され、更に反対運動に参加した人びとの座談会等も掲載され、豊富な資料集としてだけでなく、今後の展望にも言及したのものになって居ります。

時事通信等にも取り上げられ一般にも反響を呼んで居ります。一部二千円にて販売して居りますので、青税会員のみなならず未入会の税理士各位にも話して頂ければ幸いです。申し込みは全青税事務局、又は各単位青税まで御連絡願ひます。

広報部長 板橋 則雄

「ス、直進している問題等を、的確、迅速に報道するのは当然として、更に全国各地の青税の活動状況、意見等を伝えることに意義があるのではないかと思います。青税の存在価値があるともいふべき、制度問題、論文ばかりでな

く、全青税の特色である、各地の活動報告、或いは四季折々の随筆面白い話等で紙面を埋めて、皆様お待ち望む内容にしたいと思つて居ります。

何といつても皆様の御寄稿が頼りですので、平素から心がけて頂いて積極的に御投稿下さいませ様お願い致します。

◇ ◇ ◇

第一分科会

「国民からの期待」について

川崎 義治 (東京)

第一分科会のテーマは「国民からの期待」についてであった。

Ⅰ、税理士法・商法・民法改正について 尾崎一郎(神奈川県)

Ⅱ、税務行政の民主化のために 斎藤克彦(東京)

Ⅲ、不公平税制の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅳ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅴ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅵ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅶ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅷ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅸ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅹ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅺ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

Ⅻ、不正不正の改善について 菅谷繁・飯森誠之・松葉義則(東京)

されたが、会計業務は現況と変らない。又対象税目拡大による失った部分が大きいのではないか、試験制度は、国税・地方税職員に対する試験科目免除制度が入り、現行より大幅な後退であり、助言義務規定についても、単なる倫理規定で、社会的地位向上に連がる規定とは認めない。また小企業対策等は、税理士会会則の絶対的記載事項となり、税理士に義務づけられた。このように今回の改正は義務規定のみで、自主権の獲得には程遠い改正であった。

二、商法改正について 株式会社の圧倒的多数を占める中小会社にとって、「株式会社」の計算・公開に関する改正試案「中会計監査人の監査を受けなければならぬ範囲や業務報告書、付属明細書、計算書類の公示、公開など各項の法制化は、過重苛酷な負担を課されることとなり、我々税理士に与える影響も極めて大である。税理士法改正運動の蔭で、その重要性についての認識や運動面

の立ち遅れが憂慮されるが早急な検討と対応が必要である。

三、民法改正について 遺産相続における配偶者の法定相続分引上げと寄与分制度の新設を骨子としている。新設された寄与分制度は、相続人の中でも家業を助けて財産形成に寄与した者に對し、貢献の度合にあった財産を相続できるとするもので、五六年一月一日以降の相続または遺贈により取得する財産に係る相続から適用される。財産形成における配偶者の寄与貢献度を正當に評価した時代の要請による改正である。

Ⅱ 税務行政の民主化のために 問題提起 憲法第七章「財政」において「租税法律主義」(憲法八四条)の規定を設けている。この租税法を实体規定として捕えるだけなく、手続規定として捕え、恣意的な課税権行使を抑制し、国民の基本権を守るべきである。税理士の使命からも、課税庁が行便する質問検査権の正しい認識は、税務行政の民主化のために重要な意義をもつことになる。

税務調査の概念 税務調査は、調査の性質によって①課税処分②滞納処分③犯則事件の内容確認④不服審査のための調査等に区分され、調査権行使の時期・受認義務

の範囲・調査について必要があるとき調査拒否の正当な理由・等色々重要な観点から考察する必要がある。このうち受認義務の範囲で(4)家族、専従者、従業員(4)反面調査は、租税法律主義の考え方を基礎に法の現実的運用を考えると当然範囲に含まれないと考えるべきで、(4)は納税義務者に対する調査

のみでは課税標準等の把握ができない場合に限り、本人の了解を得て、対象者への事前通知、理由開示、その他の手続を経ることが必要と考える。調査について必要があるときは、納税義務は申告によって確定し、確定権は納税義務者の権利であるから、申告が相当でないとき、又は申告していなかったときにのみ「必要があるとき」と解釈すべきである。調査拒否の正当な理由は、理由開

示との関係で、調査の合理的な理由がわからないとき、適正手続(事前通知・理由開示等)身分証明書の提示がない場合も拒否する正当な理由になる。

Ⅲ、不公平税制の改善について 財政危機が叫ばれた昨日、不公平税制の改善運動等により、高額所得者と企業への課税強化傾向が強まってきた。しかしあまりに強く長期に亘ると勤労意欲、経営意欲の喪失に連がり、英国のような斜陽化へ向うのではないかと憂慮する。

一般的に不公平と言われているが何と比較して不公平なのか、所得税の場合給与所得者と比較して述べられているようだ。サラリーマンは源泉徴収によって十割完全に捕捉されていると考えられているが、本当に一〇〇%捕捉されているか疑問である。サラリーマンと事業所得者は同じ勤労所得でも中味に相違がある。またサラリーマン間においても、福利厚生面での差は、恩恵に浴している人達とそうでない人達では歴然としてこのような不公平に対して改善に努めなければならない。医師税制については、二つの意見として、税額負担が絶対額ではむしろ多額であり、収入と比較した場合相対



示との関係で、調査の合理的な理由がわからないとき、適正手続(事前通知・理由開示等)身分証明書の提示がない場合も拒否する正当な理由になる。

Ⅲ、不公平税制の改善について 財政危機が叫ばれた昨日、不公平税制の改善運動等により、高額所得者と企業への課税強化傾向が強まってきた。しかしあまりに強く長期に亘ると勤労意欲、経営意欲の喪失に連がり、英国のような斜陽化へ向うのではないかと憂慮する。

一般的に不公平と言われているが何と比較して不公平なのか、所得税の場合給与所得者と比較して述べられているようだ。サラリーマンは源泉徴収によって十割完全に捕捉されていると考えられているが、本当に一〇〇%捕捉されているか疑問である。サラリーマンと事業所得者は同じ勤労所得でも中味に相違がある。またサラリーマン間においても、福利厚生面での差は、恩恵に浴している人達とそうでない人達では歴然としてこのような不公平に対して改善に努めなければならない。医師税制については、二つの意見として、税額負担が絶対額ではむしろ多額であり、収入と比較した場合相対

示との関係で、調査の合理的な理由がわからないとき、適正手続(事前通知・理由開示等)身分証明書の提示がない場合も拒否する正当な理由になる。

Ⅲ、不公平税制の改善について 財政危機が叫ばれた昨日、不公平税制の改善運動等により、高額所得者と企業への課税強化傾向が強まってきた。しかしあまりに強く長期に亘ると勤労意欲、経営意欲の喪失に連がり、英国のような斜陽化へ向うのではないかと憂慮する。

一般的に不公平と言われているが何と比較して不公平なのか、所得税の場合給与所得者と比較して述べられているようだ。サラリーマンは源泉徴収によって十割完全に捕捉されていると考えられているが、本当に一〇〇%捕捉されているか疑問である。サラリーマンと事業所得者は同じ勤労所得でも中味に相違がある。またサラリーマン間においても、福利厚生面での差は、恩恵に浴している人達とそうでない人達では歴然としてこのような不公平に対して改善に努めなければならない。医師税制については、二つの意見として、税額負担が絶対額ではむしろ多額であり、収入と比較した場合相対

示との関係で、調査の合理的な理由がわからないとき、適正手続(事前通知・理由開示等)身分証明書の提示がない場合も拒否する正当な理由になる。

Ⅲ、不公平税制の改善について 財政危機が叫ばれた昨日、不公平税制の改善運動等により、高額所得者と企業への課税強化傾向が強まってきた。しかしあまりに強く長期に亘ると勤労意欲、経営意欲の喪失に連がり、英国のような斜陽化へ向うのではないかと憂慮する。

一般的に不公平と言われているが何と比較して不公平なのか、所得税の場合給与所得者と比較して述べられているようだ。サラリーマンは源泉徴収によって十割完全に捕捉されていると考えられているが、本当に一〇〇%捕捉されているか疑問である。サラリーマンと事業所得者は同じ勤労所得でも中味に相違がある。またサラリーマン間においても、福利厚生面での差は、恩恵に浴している人達とそうでない人達では歴然としてこのような不公平に対して改善に努めなければならない。医師税制については、二つの意見として、税額負担が絶対額ではむしろ多額であり、収入と比較した場合相対

示との関係で、調査の合理的な理由がわからないとき、適正手続(事前通知・理由開示等)身分証明書の提示がない場合も拒否する正当な理由になる。

Ⅲ、不公平税制の改善について 財政危機が叫ばれた昨日、不公平税制の改善運動等により、高額所得者と企業への課税強化傾向が強まってきた。しかしあまりに強く長期に亘ると勤労意欲、経営意欲の喪失に連がり、英国のような斜陽化へ向うのではないかと憂慮する。

一般的に不公平と言われているが何と比較して不公平なのか、所得税の場合給与所得者と比較して述べられているようだ。サラリーマンは源泉徴収によって十割完全に捕捉されていると考えられているが、本当に一〇〇%捕捉されているか疑問である。サラリーマンと事業所得者は同じ勤労所得でも中味に相違がある。またサラリーマン間においても、福利厚生面での差は、恩恵に浴している人達とそうでない人達では歴然としてこのような不公平に対して改善に努めなければならない。医師税制については、二つの意見として、税額負担が絶対額ではむしろ多額であり、収入と比較した場合相対

示との関係で、調査の合理的な理由がわからないとき、適正手続(事前通知・理由開示等)身分証明書の提示がない場合も拒否する正当な理由になる。

Ⅲ、不公平税制の改善について 財政危機が叫ばれた昨日、不公平税制の改善運動等により、高額所得者と企業への課税強化傾向が強まってきた。しかしあまりに強く長期に亘ると勤労意欲、経営意欲の喪失に連がり、英国のような斜陽化へ向うのではないかと憂慮する。

第二分科会

「関与先からの期待」について

林 文弘(名古屋)

的にある程度優遇されているといふことだろう。利子配当所得については、不労所得であり、租税力に強く、従来から述べられている総合課税へ移行することは当然である。そこで一つの提言であるが、現在の非課税制度のうち、少額国債の利子の非課税(三百万)、勤労者財産形成の利子の非課税(五百万)は一般庶民には利用度も少なく、又勤労者財産形成は事業所得者から見れば公平を欠くので廃止し、六〇歳を超えた停年退職者、身体障害者等の特定の者を対象に「若後及び身障者生活安定の為の利子非課税制度」を新設し、八百万円位まで非課税にしたら良いのではないだろうか。

一、税理士は法律家か? 会場の全員が法律家であるで合意。
一、民法改正に伴い、相続税法の基礎控除等の引上げに取りくも
う。

主な討論

一、質問検査権の問題で、大阪青税の同会員の訴訟を支援していくことで合意。
一、不公平税制を是正するといふ理由で新たな不公平税制が生れるという名目で国民総背番号制へ移行されるおそれがある。

第二分科会は「関与先からの期待」というテーマで開催され、百名近い参加者が会場をうめ、活発な討論が展開された。

報告の要旨

第二分科会は名古屋青税の担当のもとに報告・司会がおこなわれた。最初に、竹田会員がテーマを三つに分け、①関与先の期待するもの、②合理的な納税並びに会計業務及び権利擁護、③経営助言の順序に報告した。

①関与先の期待するもの

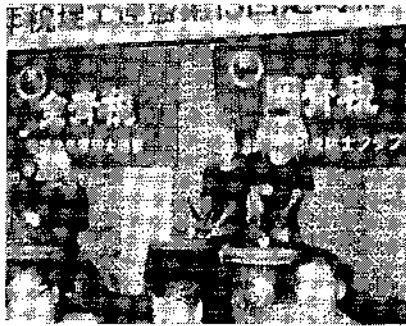
関与先が税理士に期待するものはオールマイティーなものである。すなわち「人・物・金」がすべてにわたり不足気味で経営を圧迫している企業が目下の急務として税務問題を税理士に依頼し、同時に何人かの外部スタッフを委嘱したと同じ効果を得ようとしているのが現実である。

ただこの場合、税理士の側からみて、問題が二つある。一つは税理士なる私達が、現実の問題とし

てオールマイティーではありえないという能力不足の問題があるといふことである。第二に、単純にサービス範囲を拡大していくことが、必ずしも事務所経営の拡大につながるという点である。

第一の点については、他の分野の専門家との提携という解決方法もあるであろう。

第二の点については顧問料を受領している関係から、曖昧にならざるをえないが、今後は顧問契約の内容を細分化していく事務所が増加するであろう。



② 合理的な納税並びに会計業務及び権利擁護

竹田会員は「税金は納めるものであり取られるものでなく、企業経営の一環として納税を計画し、適切に(つまり一円でも納めすぎることなく一円でも納め足らざることなく)納税することを、合理的納税」と定義し、この合理的納税のためにこそ、関与先は税理士を委嘱しているのであり、税理士はその本来の職務を果し、適正な税額を導きだし、税務当局の不法な判断に対し、関与先の権利擁護に、その職責を全うしなければならぬと、強調した。

③ 経営助言

関与先が税務以外の分野で税理士に期待する領域にM A S業務がある。M A S業務は技術的に非常に高度なものが開発されており、この分野にたつさわわっている人々も、公認会計士、経営コンサルタントなど多くみられるが、他の専門家と異なり、税理士がたつさわわることには意義がある。

というのは、税理士は日常、企業と継続的に接触しており、しかも企業の真実の数字を適確に入手しえる状態にあり、本来的に企業に対し適切なアドバイスを与えられるからである。

今後、M A S業務を無視しての税理士事務所はありえない

討論

討論は、「いかにして関与先の期待に応えているか」というあたりで意見が発表された。

① 記帳指導と顧問料

関与開始当初は、記帳指導料として請求できるが、次第に指導の必要がなくなってきた場合、どうするかという問題提起に対して、
a 顧問料は資本金、取引高等を基準にして決められるものであり、記帳指導の必要がなくなってもよい。
b 関与先でコンピュータ処理をしているところもあるが、経営分析のため、当事務所のコンピュータで処理し、関与先に対し総合管理体制で行っている。

② 業務拡大の方策

a 税理士に何を望むかアンケートをとったところ、税務は、4番目であった。そこで、二年に一度関与先の懇親会を開催し、特色ある関与先に経験発表をしてもらっている。これは、関与先同志のノウハウの提供になる。
b、業務の拡大として、銀行借入れを代行し、その一割を手数料としてもらうことを考えている。

③新税理士法下の期待される税理士像

新税理士法により期待される税理士像に変化があるか、あれに如何に対処するか、という問題提起があった。これに対し、根本的に変化はないのではないか、また、将来のことはわからない、いま、論じてははじまらない、という意見が出された。

第三分科会

「事務所職員からの期待」

吉田 穰 (大阪)

第三分科会は、大阪青税が担当し、次の三項目について報告がなされた。

一、事務所職員の教育訓練

(1)はじめに 今回の税理士法改正で「使用人に関する監督義務」規定が新設されたことに伴ない、事務所職員の教育訓練が非常に重要な事となって来た。

一般企業、殊に大企業では教育プログラムが完備されているが、税理士事務所の教育訓練もその内容は異なるが、大企業にならって近代的趣向をこらし、事務所にとっても職員にとっても効果があ

ハ討論のまとめV以上、多々傾聴すべき意見、経験が発表されたが、全体として、関与先とにかくに経営の話をしているか、経営指導中心の論議であった。竹田会員が指摘したように、今後は税理士こそが経営に関するアドバイスをし、関与先の発展とともに、税理士自身も成長発展していくという指摘を裏つける論議であった。

り、繁栄をもたらすものにするところが大事である。

- (2)民法の使用責任等と税理士法の使用人等に対する監督義務
- 1 外部的……民法の使用責任
- 2 内部的……就業規則雇用契約
- 3 独占権 (イ)日の届く範囲 (ロ)非違事件

- (3)税理士業務
- 1 法律業務……主要業務
- 2 会計業務……附随業務
- 3 経営資料提供業務……サービス業務

以上の点について、使用人監督義務規定と関連して種々説明があ

った。(4)教育訓練の実施について 税理士事務所の教育訓練は、一般企業のそれよりもはるかにハードで内容のあるものでなければならぬ。何故ならば、税理士事務所は一般企業を指導して行く事が要請されるからである。

そして、1無資格者、2有資格者、3税理士の補助者としての教育訓練の内容、4教育訓練のまとめとして、所長のビジョン、職員の採用条件等について詳細な報告がなされた。

- 二、賃金と福利厚生
- (1)職場で働くものの共通の心イ、職場においてくりひろげられるいろいろの行動の中味
- 1、安定へのもとも
- 生活するのに十分な給料、退職後の生活の保障等
- 2 公正へのもとも
- 公平な扱い、適正な給料、合理的な規則や制度等
- 3 自主のもとも
- 仕事における自己裁量の範囲、責任ある仕事をしたい等
- 4 認識のもとも
- 自分の存在を認められたい、周囲の状況をしりいたい等
- 5 活動のもとも
- 6 進歩のもとも
- 7 集団への帰属のもとも

等職員の立場から見た要望に對しどのように税理士事務所特有の問題点等も含め応えて行くかについて、報告の後参加会員の事務所の状況を述べ意見交換した。

- (2)雇用の為の法律上の問題点
- 1 労働基準法からの制約
- 就業に関するもの、賃金の決定及び支払方法、退職に関する件他
- 2 労働安全衛生法からの制約
- 事務所の広さ、換気、照度、健康管理等について報告があった。
- (3)職員の実態、(4)給料賞与退職手当についての問題、(5)社会保険制度、(6)福利厚生等については、口
- 税連、大青税、大税会等の実態調査資料、人事院の民間給与の実態資料を参考に報告がなされ、非常に興味をもてたものと思います。
- 三、後継者問題について
- (1)はじめに、これまで税理士事務所において後継者という問題に対する認識は、余り重要視されていなかったが、近年所長の年齢の高齢化等により重要な問題となって来ている。
- (2)税理士事務所における後継者の問題の特殊性
- 後継者の問題は、税理士事務所ばかりでなく全ての事業を営む者に共通するのであるが、税理士資格がなければ引継げない所に、他の業種にない特殊性があるということが出来る。
- (3)後継者の問題の内容
- 後継者が引継ぐ内容は、事務所の資産負債、従業員、顧問先を始めとする対外的信用等であるが、後継者となる者の人柄、事務所の組織が大きな問題となる。
- (4)事務所の従業員との関係からみた後継者の問題
- 所長の子息等身内なる場合、身内でなく事務所にいる税理士となる場合、他から税理士を勧誘してくる場合によって異なるが、慎重な対応が望まれる所である。
- (5)顧問先からみた後継者の問題
- 人的信頼関係が基盤である。
- (6)家族の關係からみた後継者問題
- 子息、身内なるのが理想であるが、その他の場合もあり、引継ぎ時の約束が最も大事である。
- (7)後継者問題の展望
- 個人企業的思考を捨てること、世襲制の考えを捨てる事、事務所を組織体と考え計画性をもって運営し、従業員に対する管理能力及び顧問先等対外的信用を守り発展させていく事が大事である。
- 以上簡単に記したが、重要なテーマであり、今後更に研究すると共に、会員各位の研鑽の一助になれば幸いである。

全 国 青 年 税 理 士 連 盟 規 約

- 第 1 条 本会は全国青年税理士連盟と称する。
- 第 2 条 本会の目的は、下記の通りとする。
 - 一 税理士制度の発展強化
 - 一 会員相互の研修及び親睦
 - 一 会員相互の連絡、提携及び資料交換
- 第 3 条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。
 - 2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。
- 第 4 条 本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷 5—20—11 シルバービルにおく。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。
 - 一 会 長 名
 - 一 副会長 若干名
 - 一 理 事 100名以内
- 第 6 条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行う者を定める。
- 第 7 条 本会に会計監事 5 名以内を置く。会計監事は会計を監査し、代議員総会に報告する。
- 第 8 条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。
 - 但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。
 - 理事会は役員をもつて構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもつて構成する。
 - 2 定時代議員総会は毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の 3 分の 1 以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。
- 第 10 条 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。
 - 常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。
- 第 11 条 代議員、役員及び会計監事の選出方法は別に定めるところによる。
- 第 12 条 会議はすべて出席者の過半数をもつて決する。委任状はこれを認めない。
- 第 13 条 本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。
- 第 14 条 本会の事業年度は毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日までとする。
- 第 15 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の取入をもつて支弁する。
- 第 16 条 前条の会費は、1 名につき年額 4,800 円とする。但し中途入会者は月額 400 円として入会の月より徴収する。
 - 本会の規約の改正については理事会が発議し、代議員総会の議を経て行なう。

代議員選任規程

- 第 1 条 (選任の対象)
 - 本会の代議員は会員の中から選任する。
 - 但し、役員及び会計監事は代議員になることができない。
- 第 2 条 (選任の方法及びその数)
 - 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数 3 名と更に会員数 15 名につき 1 名とする。
 - 但し個人加入会員については 10 名につき 1 名とする。
 - 2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし、定時代議員総会終了の日から 1 カ月以内に選任するものとする。
- 第 3 条 (任 期)
 - 代議員の任期は、次期代議員選任の日までとする。
 - 但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。
- 第 4 条 (補 充)
 - 代議員の欠員については、3 カ月以内にこれを補充しなければならない。

役員選任規程

- 第 1 条 本会の役員は、代議員総会において役員候補者の中から選任する。
- 第 2 条 団体の推薦を得た会員及び個人加入会員で会員 10 名以上の推薦を得た者を役員候補者とする。
 - 2 一の役員候補者となった者は同事に他の役員の候補者となることができない。
- 第 3 条 会計監事の選出方法は本規程を準用する。
 - 但し、役員は会計監事になることができない。

慶 弔 規 程

- 第 1 条 死 亡 会 員 10,000 円及び花輪
配 備 者 5,000 円
- 第 2 条 火 災 全 焼 5,000 円
- 第 3 条 病 気 1 カ月起 5,000 円
- 第 4 条 風 水 害 5,000 円以内

(実施要領)

- 1 傷害疾病は、入院またはこれに相当する加療中のものとする。
- 2 火災は、会員の事務所または自宅を対象とする。
- 3 風水害は、会員の事務所または自宅を対象とし、床上浸水、家財流出、風水害による半壊以上の被害とする。
- 4 上記の条項の適用の判断が難しい場合は、厚生部会において協議決定する。